

豊橋市長寿祝金支給要綱

(趣旨)

第1条 多年にわたり社会の進展に貢献した高齢者に対し、感謝の意を表すとともに、その長寿を祝福するために祝金を支給することについて、必要な事項を定める。

(受給資格者)

第2条 受給資格者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときはこの限りでない。

- (1) その年の9月15日現在において存命し、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- (2) その年の12月31日現在で100歳以上となる者

(受給資格者の決定)

第3条 市長は、住民基本台帳法に基づき作成された長寿祝金受給資格者調書(様式第1号)により資格の認定をし、支給を決定する。

(支給の取消し)

第4条 市長は、前条により支給を決定した者(以下「受給者」という。)で、その年の9月14日までに死亡、その他の理由により資格を喪失した場合は、支給の決定を取り消すことができ、既に支給した額を返還させることができる。

(支給金額)

第5条 長寿祝金は、受給者に対して30,000円を支給する。

(支給の時期)

第6条 長寿祝金は9月15日(老人の日)から9月21日までの老人週間中に支給する。ただし、老人週間中に支給が困難な場合は、この限りでない。

(支給の方法)

第7条 長寿祝金は、市長若しくはその代理者又は民生委員が受給者宅を訪問等して直接支給し、長寿祝金領収書(様式第2号)を徴する。ただし、直接支給することが困難な場合等、やむを得ない場合は、この限りでない。

(支出の方法)

第8条 長寿祝金の支出は、資金前渡の方法による。ただし、前条の規定により、直接支給することが困難な場合は、この限りでない。

(譲渡等の禁止)

第9条 祝金の支給を受ける権利は譲渡、売却し、又は担保に供することができない。

(時効)

第10条 祝金の支給を受ける権利は、支給決定した年度の末日をもってその権利を失う。

(支給の辞退)

第11条 受給者は長寿祝金支給辞退届(様式第3号)により長寿祝金の支給を辞退することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。